

新生児等聴覚検査事業のお知らせ

生まれて間もない赤ちゃんが、眠っている間に行う耳の聞こえの検査です。聴覚障害をできるだけ早く発見し、適切な療育を受けることは赤ちゃんの言葉の発達につながります。立川市では、検査費用の一部を公費負担していますので、ぜひ受診しましょう。

<聴覚検査のようす>



1 対象者

- 新生児等聴覚検査受診日に立川市に住民登録がある。
- 生後1か月以内に受診。ただし、やむを得ない理由があると認められるときは、生後50日以内の者まで対象とする。

2 公費負担の内容

妊娠届出の際にお渡ししている「新生児聴覚検査受診票」をご利用ください。

医療機関では、新生児等聴覚検査費用から3,000円を差し引いた金額をお支払いください。

※ご負担いただく金額は医療機関によって異なります。各医療機関にお問い合わせください。

3 市内検査医療機関

医療機関名	所在地	電話番号
井上レディースクリニック	富士見町1-26-9	529-0111
永井産婦人科病院	幸町4-27-1	535-3544
共済立川病院	錦町4-2-22	523-3131
立川相互病院	緑町4-1	525-2585

※「新生児聴覚検査受診票」は都内委託医療機関でも利用できます。

4 里帰り出産等による聴覚検査

里帰り出産等により都外の医療機関で受診した場合は検査費用の一部を助成しています。

(1) 申請書類および持ち物

- ① 新生児聴覚検査費用助成申請書兼請求書
- ② 医療機関で受診した新生児等聴覚検査の領収書の写し
- ③ 母子健康手帳

※出産日から1年以内に申請してください。

※申請書兼請求書は健康推進課(健康会館)のほかホームページからもダウンロードできます。

(2) 申請場所

健康推進課(健康会館)



申請・問い合わせ

〒190-0011 立川市高松町3-22-9
立川市福祉保健部健康推進課
母子保健係(健康会館内)
042-527-3234